様式第2号(第3条関係)

分担金納入通知書

移動通信用鉄塔施設整備事業分担金について

　1　賦課の根拠

　　 八頭町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の規定によって事業の施行により特に利益を受ける電気通信事業者に賦課します。

　2　分担金の額

　　 当該事業に要する経費の額から、補助金及び町の負担金の額を除いた額を超えない範囲において町長が定めた額とします。

　3　徴収の方法

　　 当該事業の施行の年度内に一時に徴収します。

　4　審査請求

　　 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。

　5　取消しの訴え

　　 この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に係る裁決の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

　　(1)　審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

　　(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

　　(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

　6　督促手数料及び延滞金

　　 分担金を納期限までに納付されなかった場合は、次のものを併せて納めなければなりません。

　　(1)　督促手数料　　　　円

　　(2)　延滞金年　　　　　％。ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間は　　　％の割合で計算した金額

　7　納付場所

　　(省略)